

専決処分について（図書館の臨時休館について）

上記の議案を提出する。

令和 2 年 4 月 9 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 小町 邦彦

理 由

立川市図書館条例（昭和 53 年 7 月 1 日条例第 29 号）第 6 条の規定による。

専決処分書

立川市教育委員会教育長事務委任及び代理規則第3条第1項の規定に基づき、次を別紙のとおり専決処分する。

図書館の臨時休館について

令和2年3月31日

立川市教育委員会
教育長 小町 邦彦

図書館の臨時休館について

1 理由

新型コロナウイルス感染拡大防止のため

2 対象施設

名称	位置
中央図書館	立川市曙町2丁目36番2号
柴崎図書館	立川市柴崎町2丁目20番5号
上砂図書館	立川市上砂町1丁目13番地の1
幸図書館	立川市幸町5丁目83番地の1
西砂図書館	立川市西砂町6丁目12番地の10
多摩川図書館	立川市富士見町6丁目51番1号
高松図書館	立川市高松町3丁目22番5号
錦図書館	立川市錦町3丁目12番25号
若葉図書館	立川市若葉町3丁目34番1号

3 臨時休館とした期間

令和2年4月2日から令和2年4月12日までの11日間

4 休業する業務

図書館サービス全般

5 通常どおり行う業務

市内11か所のブックポスト図書資料回収業務

6 周知

館内、市ホームページ及び図書館ホームページへの掲示